

三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(付則第2項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第14条 省略 (給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合(三田市水道事業企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和43年三田市水道事業管理規程第7号)第17条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第14条 省略 (給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合(三田市水道事業企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和43年三田市水道事業管理規程第7号)第17条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、<u>修学部分休業(当該職員がその修学のため1日の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)</u>、<u>高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</u>又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(付則第3項関係)

現行	改正案
<p>第1条～第17条 省略 (給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合(三田市民病院事業企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第19号)第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育</p>	<p>第1条～第17条 省略 (給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合(三田市民病院事業企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第19号)第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育</p>

するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

以下省略

するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員がその修学のため1日の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。))を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第2条に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

以下省略